

# 対象の防犯機器等の購入・設置で、

※購入・設置費用の **3/4** (千円未満切捨て)

# 最大3万円を補助

## 住まいの防犯対策を支援します！

### 対象の防犯機器等 (令和8年4月1日以降に購入・設置したもの)

住宅の侵入盗被害防止に有用な防犯機器等

(例)



家庭用防犯カメラ



カメラ付きインターホン



防犯性の高い錠・補助錠



センサーライト  
センサーアラーム



防犯フィルム  
防犯ガラス

※複数の機器を合算して申請することができます。

※その他機器についてはお問い合わせください。

### 受付期間

令和8年6月1日(月) ~ 令和9年2月28日(日)

※予算の上限に達した場合、期日より早く終了することがあります。

### 申請方法

▶ オンライン

▶ 郵送

▶ 窓口

自宅で申請  
できます！

くわしくは  
区ホームページを  
ご覧ください



## 対象者

申請日時時点で板橋区に住民登録があり、その住所に居住している世帯の方

※申請は、1世帯1回限りとなります。

※令和7年度と同補助事業（都内他自治体の同様の補助事業を含む）の補助を受けている世帯は、補助対象外となります。

## 申請の流れ



## 申請書類

### ①申請書兼請求書（オンライン申請の場合は不要）

※区ホームページからダウンロード、または、窓口で配布しています。

### ②本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）の写し

### ③領収証（宛名、領収日、領収金額、品目、販売店が記載されているもの）の写し

### ④購入機器設置後の写真（郵送・窓口申請の場合は印刷したもの）

### ⑤振込先口座の預金通帳もしくはキャッシュカードの写し

※領収書の宛名及び振込口座の名義は、申請者名と同一にしてください。

郵送：〒170-0013 豊島区東池袋 1-9-6-6F

板橋区防犯機器等購入補助事務局

窓口：防災危機管理課（板橋区役所南館4階㊟窓口）

オンライン▶  
申請フォーム



## よくある問い合わせ

●共同住宅や賃貸住宅にお住まいの場合でも申請可能です。

（物件の所有者や管理者の承諾が必要）

●防犯機器等の購入に伴う、専門業者による設置費用は補助対象となりますが、ご自身で設置した場合に要した費用（延長コードや設置金具等）は補助対象外です。

●防犯カメラ等のカメラ付き機器を設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住宅等の居住者、所有者・管理者等に事前に説明を行い、同意を得てください。

●集合住宅の所有者や管理組合等、居住者以外の方が申請することはできません。

●店舗部分や事務所部分への設置は補助対象外です。

●防犯機器の撤去費や処分費、諸経費（手数料や送料等）は補助対象外です。

くわしくは  
区ホームページを  
ご覧ください

